

PAL

連合会だより「パル」

PALひろば
“共済”南北

今回は 大阪

大阪城
(大阪府大阪市)



今号の
主要項目

- 令和8年度事業計画及び予算の概要
- 経過の長期給付調整積立金におけるオルタナティブ投資の開始及びサステナビリティ投資方針の策定について
- スチュワードシップ活動の報告について
- 年金払い退職給付制度に係る年金財政状況(令和6年度末)について
- 地方公務員共済組合等に係る地方公共団体の負担金等の財源措置について
- 令和8年度以降において地方公共団体等が負担すべき追加費用等について
- 地方公務員等共済組合法施行令の一部改正等について

CONTENTS

主要項目 1	令和8年度事業計画及び予算の概要 [総務部総務課]	P.03
主要項目 2	経過的長期給付調整積立金におけるオルタナティブ投資の開始及びサステナビリティ投資方針の策定について [資金運用部企画管理課]	P.09
主要項目 3	スチュワードシップ活動の報告について [資金運用部企画管理課]	P.11
主要項目 4	年金払い退職給付制度に係る年金財政状況(令和6年度末)について [年金業務部数理課]	P.18
主要項目 5	地方公務員共済組合等に係る地方公共団体の負担金等の財源措置について	P.19
主要項目 6	令和8年度以降において地方公共団体等が負担すべき追加費用等について	P.21
主要項目 7	地方公務員等共済組合法施行令の一部改正等について	P.23
年金制度等の日誌	年金制度等に関連した法律等の改正状況	P.25
業務等の状況	会議開催状況／会議開催予定	P.26
人事異動		P.27
■ 宿泊施設の紹介 シティプラザ大阪	[大阪府市町村職員共済組合]	P.30
■ PALひろば“共済”南北 208 開運、大阪。	[大阪府市町村職員共済組合]	P.31

令和8年度事業計画及び予算の概要

[総務部総務課]

はじめに

地方公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）は、すべての地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るための事業を行うことを目的としています。

連合会は、退職等年金給付に係る付与率等の算定、実施機関積立金、退職等年金給付組合積立金及び地方の組合の経過的長期給付組合積立金の運用状況の管理、厚生年金保険給付調整積立金、退職等年金給付調整積立金及び地方の組合の経過的長期給付調整積立金の管理及び運用、厚生年金拠出金・交付金の納付及び交付、各実施機関との情報交換及び連絡調整、国家公務員共済組合連合会との財政調整、基礎年金拠出金・交付金の納付及び交付、各組合から預託された業務上の余裕金の運用、年金事務機械処理標準システム、情報共有化システム、地方公務員共済組合番号システム及び年金払い退職給付システム等年金業務に関連するシステムの開発・管理、基礎年金支払代行に係る業務、厚生年金拠出金等に要する資金、退職等年金給付に要する資金及び地方の組合の経過的長期給付に要する資金の交付、年金から特別徴収した保険料等の市区町村に対する納入、などの事業を行ってきたところであり、引き続きこれらの事業を適切に推進します。

令和7年12月末現在の連合会の積立金は、厚生年金保険給付調整積立金で15兆6,295億円、退職等年金給付調整積立金で2,124億円、地方の組合の経過的長期給付調整積立金で15兆2,223億円の規模となっています。積立金の運用については、将来の年金財政に大きな影響を及ぼすものであり、経済状況の分析、分散投資及びリスク分析などにより、運用とリスク管理の両面から安全かつ効率的な資金運用を図るものとします。

特に、公的年金のアセットオーナーとしての受託者責任と市場等の発展について求められる役割を果たすため、令和6年9月に「運用力強化の取組方針」を策定したところであり、この方針に基づき、運用力の強化、地共済全体の協力・連携の推進及び組織・人員体制の充実に引き続き取り組めます。

総括

1. 連合会を組織する組合の数及び組合員の数

(1) 組合の数	64組合
(2) 組合員の数	2,992 千人
地方職員共済組合	337,155 人
公立学校共済組合	960,398 人
警察共済組合	316,012 人
東京都職員共済組合	135,304 人
すべての指定都市職員共済組合 及びすべての市町村職員共済組合	1,243,000 人
合 計	2,991,869 人

2. 連合会の役員及び職員の数

(1) 役員	理事長1人、理事8人、監事3人 計12人
(2) 職員	98人

厚生年金保険給付調整経理

収支の予定

1. 収入 621,499,450 千円
(1,708,612,676 千円)

- ア 国家公務員共済組合法第 102 条の 2 及び第 102 条の 3 の規定に基づき、国家公務員共済組合連合会より拠出を受ける財政調整拠出金受入金 258,131,422 千円を見込むものとする。
- イ 地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）第 38 条の 8 第 2 項の規定に基づき組合から払い込まれる組合払込金 65,679,852 千円を見込むものとする。
- ウ 資金の運用による信託の運用益 297,688,177 千円を見込むものとする。

2. 支出 280,421,014 千円
(256,245,495 千円)

- ア 厚生年金保険法第 84 条の 5 の規定に基づき、当連合会が年金特別会計に対して拠出する厚生年金拠出金のうち当連合会が負担する厚生年金拠出金負担金 254,561,853 千円を見込むものとする。
- イ 法第 38 条の 8 第 3 項の規定に基づき、厚生年金拠出金等に要する資金が不足すると認められる組合に対し交付する、組合交付金 22,607,000 千円を見込むものとする。
- ウ 地方公務員等共済組合法施行規則（以下「施行規則」という。）第 11 条の 5 の 2 の規定に基づく業務経理への繰入金 3,252,161 千円を見込むものとする。

3. 収支損益

収入総額 621,499,450 千円
支出総額 280,421,014 千円
当期利益金 341,078,436 千円

当期利益金は、期首厚生年金保険給付調整積立金見込額 16,025,678,579 千円に加算することとし、翌年度へ繰り越す厚生年金保険給付調整積立金は、16,366,757,015 千円となる見込みである。

(注) () 書きの数値は、令和7年度推計額である。

退職等年金給付調整経理

収支の予定

1. 収入 40,225,307 千円
(71,112,325 千円)

- ア 国家公務員共済組合法第 102 条の 2 及び第 102 条の 3 の規定に基づき、国家公務員共済組合連合会より拠出を受ける財政調整拠出金受入金 21,828,999 千円を見込むものとする。
- イ 法第 38 条の 8 の 2 第 2 項の規定に基づき組合から払い込まれる組合払込金 15,215,727 千円を見込むものとする。
- ウ 資金の運用による信託の運用益 3,180,581 千円を見込むものとする。

2. 支出 731,831 千円
(493,490 千円)

施行規則第 11 条の 5 の 2 の規定に基づく業務経理への繰入金 731,831 千円を見込むものとする。

3. 収支損益

収入総額 40,225,307 千円
支出総額 731,831 千円
当期利益金 39,493,476 千円

当期利益金は、期首退職等年金給付調整積立金見込額 229,719,208 千円に加算することとし、翌年度へ繰り越す退職等年金給付調整積立金は 269,212,684 千円となる見込みである。

経過的長期給付調整経理

収支の予定

1. 収入 288,168,422 千円
(1,239,867,535 千円)

- ア 資金の運用による利息及び配当金 280,820 千円を見込むものとする。
- イ 資金の運用による信託の運用益 287,887,602 千円を見込むものとする。

2. 支出 243,748,262 千円
(231,728,643 千円)

- ア 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第 76 条の規定に基づく国家公務員共済組合連合会への拠出金 177,593,149 千円を見込むものとする。

イ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第 75 条の 3 において準用する法第 38 条の 8 の 2 第 3 項の規定に基づき、地方の組合の経過的長期給付に要する資金が不足していると認められる組合に対し交付する、組合交付金 65,829,000 千円を見込むものとする。

ウ 施行規則附則第 4 条の 2 第 3 項において準用する施行規則第 11 条の 5 の 2 の規定に基づく業務経理への繰入金 326,113 千円を見込むものとする。

3. 収支損益

収入総額	288,168,422 千円
支出総額	243,748,262 千円
当期利益金	44,420,160 千円

当期利益金は、期首経過的長期給付調整積立金見込額 15,353,127,024 千円に加算することとし、翌年度へ繰り越す経過的長期給付調整積立金は、15,397,547,184 千円となる見込みである。

厚生年金拠出金経理

収支の予定

1. 収入	6,895,858,771 千円 (6,609,017,330 千円)
-------	--

厚生年金保険法第 84 条の 5 及び第 84 条の 7 の規定に基づき各組合及び当連合会が負担する厚生年金拠出金負担金並びに同法第 84 条の 3 の規定に基づき年金特別会計から交付される厚生年金交付金を見込むものとする。

ア 厚生年金拠出金負担金	3,265,606,369 千円
イ 厚生年金交付金	3,630,252,402 千円

2. 支出	6,895,858,771 千円 (6,609,017,330 千円)
-------	--

厚生年金保険法第 84 条の 5 の規定に基づき年金特別会計へ納付する厚生年金拠出金及び同法第 84 条の 4 の規定に基づき各組合へ交付する厚生年金交付金支払金を見込むものとする。

ア 厚生年金拠出金	3,265,606,369 千円
イ 厚生年金交付金支払金	3,630,252,402 千円

3. 収支損益

収入総額	6,895,858,771 千円
支出総額	6,895,858,771 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

基礎年金拠出金経理

収支の予定

1. 収入	1,659,651,503 千円 (1,640,123,884 千円)
-------	--

国民年金法第 94 条の 4 の規定に基づき各組合が負担する基礎年金拠出金負担金及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 35 条第 2 項の規定に基づき年金特別会計から交付される基礎年金交付金を次のとおり見込むものとする。

ア 基礎年金拠出金負担金	1,642,420,015 千円
イ 基礎年金交付金	17,231,488 千円

2. 支出	1,659,651,503 千円 (1,640,123,884 千円)
-------	--

国民年金法第 94 条の 2 第 2 項の規定に基づき年金特別会計へ納付する基礎年金拠出金及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第 60 条に規定される施行規則第 11 条の 15 第 1 項の規定に基づき各組合へ交付する基礎年金交付金支払金を次のとおり見込むものとする。

ア 基礎年金拠出金	1,642,420,015 千円
イ 基礎年金交付金支払金	17,231,488 千円

3. 収支損益

収入総額	1,659,651,503 千円
支出総額	1,659,651,503 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

厚生年金保険預託経理

収支の予定

1. 収入	2,403,601 千円 (7,921,716 千円)
-------	--------------------------------

地方公務員等共済組合法施行規程（以下「施行規程」という。）第 12 条の 3 の規定に基づき組合から預託されるものと見込まれる厚生年金保険給付組合積立金等資金の運用による信託の運用益を次のとおり見込むものとする。

信託の運用益	2,403,601 千円
--------	--------------

(注) () 書きの数値は、令和 7 年度推計額である。

2. 支出 2,403,601 千円
(7,921,716 千円)

組合に分配する支払利息を次のとおり見込むものとする。

支払利息 2,403,601 千円

3. 収支損益
収入総額 2,403,601 千円
支出総額 2,403,601 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

退職等年金預託経理

施行規程第 12 条の 3 の規定に基づく組合から連合会への退職等年金給付組合積立金等資金の預託については、見込まれないことから、予算を計上しない。

経過的長期預託経理

収支の予定

1. 収入 2,457,248 千円
(8,006,696 千円)

施行規程附則第 1 条の 3 において準用する施行規程第 12 条の 3 の規定に基づき組合から預託されるものと見込まれる経過的長期給付組合積立金等資金の運用による信託の運用益を次のとおり見込むものとする。

信託の運用益 2,457,248 千円

2. 支出 2,457,248 千円
(8,006,696 千円)

組合に分配する支払利息を次のとおり見込むものとする。

支払利息 2,457,248 千円

3. 収支損益
収入総額 2,457,248 千円
支出総額 2,457,248 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

介護保険経理

収支の予定

1. 収入 1,963,377 千円
(2,428,625 千円)

介護保険法第 137 条第 1 項の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する介護保険料（同法第 140 条第 3 項において準用する同法第 137 条第 1 項の規定に基づき徴収するものを含む。）を次のとおり見込むものとする。

介護保険料納入金 1,963,377 千円

2. 支出 1,963,377 千円
(2,428,625 千円)

介護保険法第 137 条第 2 項の規定に基づき市区町村へ納入する介護保険料（同法第 140 条第 3 項において準用する同法第 137 条第 2 項の規定に基づき納入するものを含む。）を次のとおり見込むものとする。

介護保険料 1,963,377 千円

3. 収支損益
収入総額 1,963,377 千円
支出総額 1,963,377 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

国民健康保険経理

収支の予定

1. 収入 33,537 千円
(34,686 千円)

国民健康保険法第 76 条の 4 において準用する介護保険法第 137 条第 1 項（介護保険法第 140 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定及び地方税法第 718 条の 4（同法第 718 条の 7 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する国民健康保険料（税）を次のとおり見込むものとする。

国民健康保険料（税）納入金 33,537 千円

2. 支出 33,537 千円
(34,686 千円)

国民健康保険法第 76 条の 4 において準用する介護保険法第 137 条第 2 項（介護保険法第 140 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定及び地方税法施行令第 56 条の 89 の 11 の規定に基づき市区町村へ納入する国民健康保険料（税）を次のとおり見込むものとする。

国民健康保険料（税） 33,537 千円

(注) () 書きの数値は、令和 7 年度推計額である。

3. 収支損益	
収入総額	33,537 千円
支出総額	33,537 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

後期高齢者医療経理

収支の予定

1. 収入	2,251,083 千円 (2,818,221 千円)
--------------	---------------------------------------

高齢者の医療の確保に関する法律第 110 条において準用する介護保険法第 137 条第 1 項（介護保険法第 140 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する後期高齢者医療保険料を次のとおり見込むものとする。

後期高齢者医療保険料納入金 2,251,083 千円

2. 支出	2,251,083 千円 (2,818,221 千円)
--------------	---------------------------------------

高齢者の医療の確保に関する法律第 110 条において準用する介護保険法第 137 条第 2 項（介護保険法第 140 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき市区町村へ納入する後期高齢者医療保険料を次のとおり見込むものとする。

後期高齢者医療保険料 2,251,083 千円

3. 収支損益	
収入総額	2,251,083 千円
支出総額	2,251,083 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

個人住民税経理

収支の予定

1. 収入	812,226 千円 (964,887 千円)
--------------	-----------------------------------

地方税法第 321 条の 7 の 6（同法第 321 条の 7 の 8 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する個人住民税を次のとおり見込むものとする。

個人住民税納入金 812,226 千円

2. 支出	812,226 千円 (964,887 千円)
--------------	-----------------------------------

地方税法施行令第 48 条の 9 の 18 の規定に基づき市区町村へ納入する個人住民税を次のとおり見込むものとする。

個人住民税 812,226 千円

3. 収支損益	
収入総額	812,226 千円
支出総額	812,226 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

業務経理

収支の予定

1. 収入	9,605,713 千円 (7,979,721 千円)
--------------	---------------------------------------

連合会の業務に要する経費に充てるため、組合分担金及び厚生年金保険給付調整経理より繰入金等を次のとおり見込むものとする。

- (1) 組合分担金 5,295,608 千円 (4,442,712 千円)
 組合員1人当たり 1,770 円 (1,500 円)
- (2) 厚生年金保険給付調整経理より繰入金 3,252,161 千円 (2,767,925 千円)
- (3) 退職等年金給付調整経理より繰入金 731,831 千円 (493,490 千円)
- (4) 経過的長期給付調整経理より繰入金 326,113 千円 (275,594 千円)

2. 支出	10,493,452 千円 (8,115,914 千円)
--------------	--

本年度の主な事業内容及びこれらに要する経費を次のとおり見込むものとする。

- (1) 管理運営関係
 - ア 会議関係
 - (ア) 役員会 3 回 (3 回)
 - (イ) 運営審議会 3 回 (3 回)
 - イ 役員報酬・職員給与 1,000,845 千円 (929,630 千円)

(注) () 書きの数値は、令和7年度推計額である。

(2) 委託業務関係

ア	年金事務機械処理等		
	(ア) 組合員等現況調査システム維持管理	51,496 千円	(153,229 千円)
	(イ) 基礎年金支払代行システム維持管理	172,741 千円	(70,369 千円)
イ	標準システム等の開発・管理		
	(ア) 標準システム維持管理	1,237,593 千円	(1,157,955 千円)
	(イ) 住民基本台帳ネットワーク利用システム追加開発	5,502 千円	(-)
	(ウ) 情報共有化システムの追加開発及び運営費等	1,778,004 千円	(1,790,851 千円)
ウ	事務局内LAN・セキュリティシステム維持管理	247,361 千円	(152,855 千円)
エ	各種情報交換及び特別徴収事務	577,347 千円	(342,332 千円)
オ	社会保障・税番号制度システム維持管理	3,076,576 千円	(1,523,390 千円)
カ	年金払い退職給付関連システム維持管理	177,951 千円	(119,817 千円)
キ	システム開発等進捗管理等	850,309 千円	(847,570 千円)
ク	標準システム刷新化に係る支援委託業務	216,098 千円	(-)
ケ	資金運用関係業務効率化・システム改善のための開発導入	137,500 千円	(-)
(3) 調査研究事業関係			
ア	研修事業	4,564 千円	(2,426 千円)
イ	資金運用全国説明会	1,255 千円	(382 千円)
ウ	調査研究事業		
	(ア) 経済・金融情勢に係る情報収集等	52,517 千円	(51,751 千円)
	(イ) リスク管理	71,591 千円	(44,056 千円)
	(ウ) 資金運用の課題に関する調査研究等	73,240 千円	(88,390 千円)
	(エ) 資金運用関係業務効率化・システム改善に係る委託調査	-	(34,980 千円)
	(オ) オルタナティブ資産管理	38,500 千円	(8,349 千円)
(4) 普及事業関係			
ア	広報誌の発行等	12,248 千円	(8,624 千円)
イ	現況届パンフレット等の作成	660 千円	(532 千円)
ウ	ホームページの管理	4,671 千円	(4,669 千円)

(注) () 書きの数値は、令和7年度推計額である。

3. 収支損益

(単位：千円)

科目	令和8年度(7年度推計)	
経常収益		
組合分担金	5,295,608	(4,442,712)
繰入金		
厚生年金保険給付調整経理より繰入	3,252,161	(2,767,925)
退職等年金給付調整経理より繰入	731,831	(493,490)
経過的長期給付調整経理より繰入	326,113	(275,594)
計	9,605,713	(7,979,721)
当期損失金		
当期損失金	887,740	(136,193)
合計	10,493,452	(8,115,914)
経常費用		
役員報酬・職員給与	1,000,845	(929,630)
旅費・事務費	24,829	(29,760)
委託費	8,600,442	(6,297,685)
賃借料	379,984	(406,649)
調査研究費	249,577	(245,418)
普及費	22,926	(18,348)
負担金	166,431	(154,200)
その他	48,418	(34,224)
合計	10,493,452	(8,115,914)

経過的長期給付調整積立金における オルタナティブ投資の開始及び サステナビリティ投資方針の策定について

[資金運用部企画管理課]

ご紹介

地方公務員共済組合連合会(以下「連合会」という。)は、令和8年3月31日に、「経過的長期給付積立金に関する管理運用の方針」及び「退職等年金給付積立金に関する管理運用の方針」(以下、合わせて「管理運用の方針」という。)、
「厚生年金保険給付調整積立金に関する基本方針」、「退職等年金給付調整積立金に関する基本方針」及び「経過的長期給付調整積立金に関する基本方針」(以下、合わせて「基本方針」という。)を変更するとともに、令和8年4月1日にサステナビリティ投資方針を策定しましたので、
主要な内容をご紹介します。

1 管理運用の方針の変更

連合会では、厚生年金保険法及び地方公務員等共済組合法の規定に基づき、地方公務員共済全体の積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするため、「管理運用の方針」を定めています。

経過的長期給付(以下「旧3階」という。)におけるオルタナティブ資産(不動産、インフラストラクチャー、プライベートエクイティ等の非伝統的資産をいう。)への投資については、平成27年度の被用者年金一元化以降、厚生年金保険給付(以下「1・2階」という。)におけるオルタナティブ投資の実績を踏まえて検討することとなり、1・2階の制度導入から約10年が経過し、オルタナティブ投資の知見やノウハウを蓄積したことに加え、オルタナティブ投資の安定的なパフォーマンスが、運用収益の安定化に寄与することが確認できたことから、旧3階において、長期的な観点から安全かつ効率的な運用を行うことを目的として、更なる分散投資を図るため、オルタナティブ資産への投資を可能とするよう、所要の規程整備を行いました。

「経過的長期給付積立金に関する管理運用の方針」については、旧3階においても、1・2階と同様の枠組みでオルタナティブ投資を行うため、
・オルタナティブ資産のリスク・リターン等の特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券又は外国株式に区分すること
・オルタナティブ資産の上限を資産全体の5%とすること
等の規定を加えました。

変更後の関係規程は、令和8年4月1日から適用されています。

2 基本方針の変更

連合会では、地方公務員等共済組合法の規定に基づき、連合会の積立金の管理及び運用が適切になされるよう、管理運用の方針に適合するように、基本方針を定めています。





経過的長期給付(旧3階)について、管理運用の方針の変更によりオルタナティブ投資が可能となったこと、また、連合会としてサステナビリティ投資方針を制定することを踏まえて、これらを基本方針に反映させるため、所要の規程整備を行いました。

なお、旧3階においてオルタナティブ投資を可能とすることについては、公立学校共済組合、警察共済組合、全国市町村職員共済組合連合会においても、連合会と同様の規程整備を行いました。

連合会が投資しているオルタナティブ資産

ポイント

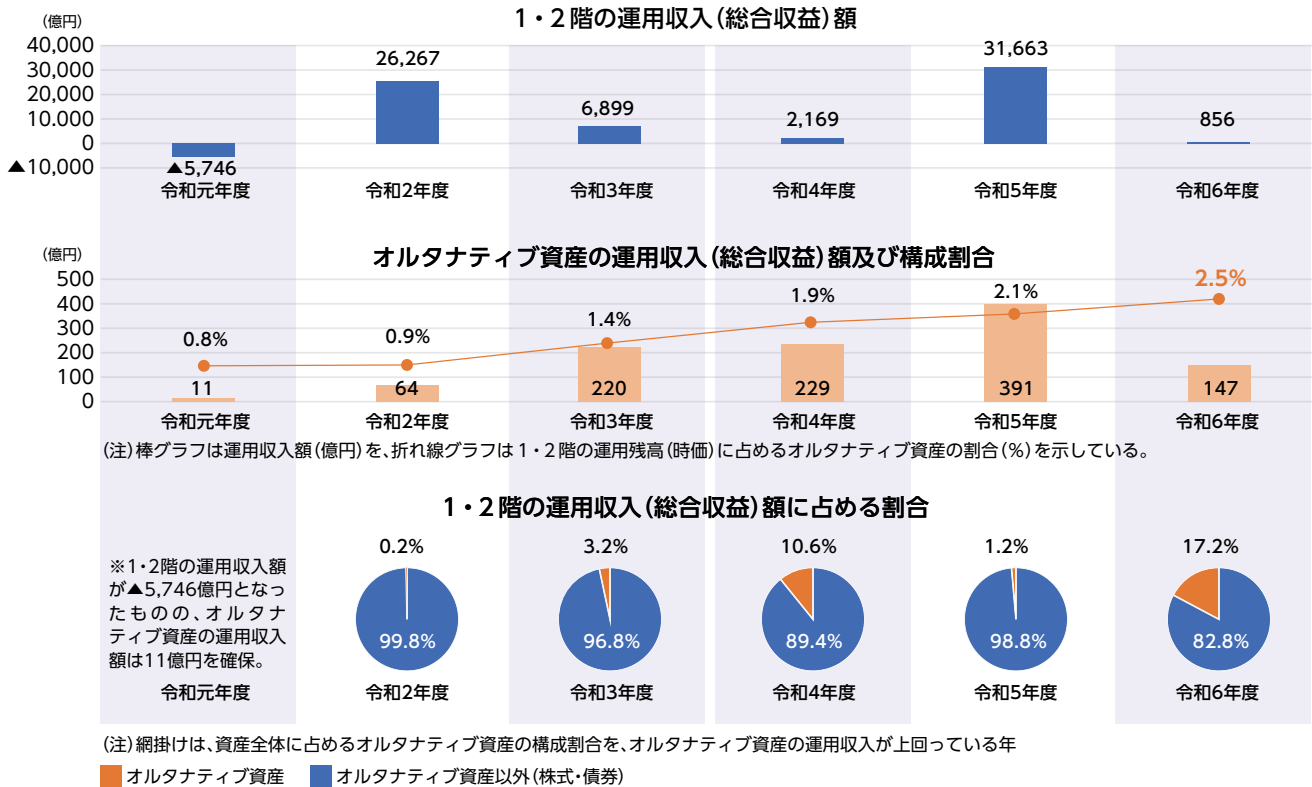
オルタナティブ資産の資産毎にリターンの源泉も異なっています。
連合会は、安定したインカムゲインを重視しています。

不動産	インフラストラクチャー	プライベートエクイティ (PE)	プライベートデット (PD) バンクローン (BL)
			
賃料収入	インフラ施設の利用料	企業の成長による 株式価値向上	企業融資からの利息

オルタナティブ資産の運用収入額に占める割合

ポイント

伝統的資産(株式及び債券)の運用収入が少ない場合、資産全体に占めるオルタナティブ資産の構成割合を、オルタナティブ資産の運用収入の割合が上回っている傾向が見られ、運用収入を底支えしていると考えられます。



3 サステナビリティ投資方針の策定

連合会では、これまでも基本方針に基づき、積立金の管理及び運用において「ステewardシップ責任を果たすための活動」、「ESGを考慮した投資」及び「インパクトを考慮した投資」を推進する姿勢を示してきたところです。

これらは、それぞれの取組が順次拡大してきたという経緯もあり、個々に取組を進めてきましたが、これらのいわゆるサステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性をいう。)に関する取組は、投資先及び市場全体の持続的成長や持続可能性の向上を促し、長期的な投資収益を拡大するという点が共通していることから、連合会としての土台となる考え方を整理し、これらの取組を包括した基本的な方針を策定して、取組を進めるものです。

サステナビリティ投資方針の概要

1. サステナビリティ投資に対する考え方

(1) サステナビリティ投資による投資先及び市場全体の持続的成長

サステナビリティ投資は、非財務情報(ESG(環境・社会・ガバナンス)や社会・環境的効果(インパクト))といった持続可能性の要素に着目した投資であり、投資先及び市場全体の持続的成長に資するものである。

(2) サステナビリティ投資による持続可能性の向上

① 投資先及び市場全体の持続可能性の向上

サステナビリティ投資により、企業の行動変容を促し、気候変動、サプライチェーン内での人権侵害、自然資本の減耗などのサステナビリティに関する市場全体のリスクを低減することは、投資先及び市場全体の持続可能性の向上につながりうる。

② 地域社会の持続可能性の向上への寄与

地域社会で生じる環境問題等のサステナビリティに関する課題の解決に向けて、ESGやインパクトを考慮した新たな事業活動が創出され、波及していくことにより、地域社会の持続可能性を高めることに寄与する可能性

2. サステナビリティ投資の目的

基本方針に記載の考え方と同様、サステナビリティ投資は、サステナビリティに関する課題の解決自体を目指すものではなく、組合員等の利益のために長期的な収益を確保する観点から行うものとする。

3. 連合会におけるサステナビリティ投資の対象

全資産を対象として、必要性を個別に検討し、例えば次の(1)から(5)に掲げるような手法を組み合わせる。

開始当初に期待される役割が将来にわたり実現されない見込みである場合は、手法の見直しを行う等、効果的なサステナビリティ投資の手法について不断に研究する。

- (1) 委託運用資産におけるサステナビリティ投資の考慮
- (2) ステewardシップ責任を果たすための活動
- (3) ESGを考慮した投資
- (4) インパクトを考慮した投資
- (5) 関係機関との協働

4. 情報開示

公表資料の充実や説明会の開催等、組合員等に対し、サステナビリティ投資に関する考え方や取組内容を伝える機会を確保するよう努める。

スチュワードシップ活動の報告について

[資金運用部企画管理課]

ご紹介

連合会のスチュワードシップ活動状況について主な内容を掲載します。

(詳細は、連合会 HP「資金運用関連情報」で公表されている「令和7年度スチュワードシップ活動の報告」をご覧ください。
ウェブサイト <https://www.chikyoren.or.jp/sikin/governance/> の下段)

1 連合会のスチュワードシップ活動の概要

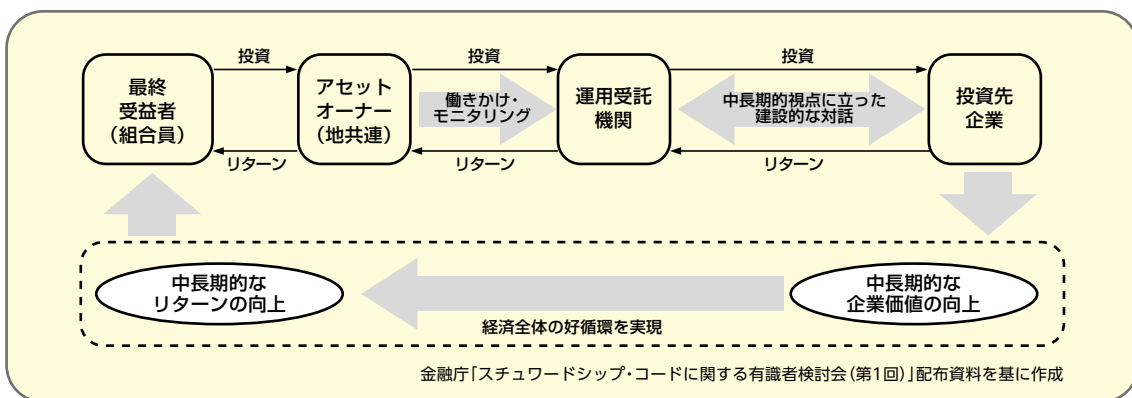
スチュワードシップ活動とは、機関投資家が、株主議決権の行使やエンゲージメント(投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性をいう。)の考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」をいう。)等を通じて、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンを拡大を図る活動です。

連合会は、公的年金としての社会的責任にも留意しつつ、組合員等のために財産価値を長期的に増大させるという受託者責任を果たすため、スチュワードシップ活動に積極的に取り組んでいるところです。

連合会では、資金運用について、運用受託機関を通じて企業に投資する形態を取っていることから、スチュワードシップ活動についても、企業との接触の機会が多く、企業経営に関する深い知見を有する運用受託機関を通じて行うことで、効果的にスチュワードシップ責任を果たしていくことができると考えています。

そのため、連合会では、運用受託機関に対し、「地方公務員共済組合連合会コーポレートガバナンス原則」(以下「コーポレートガバナンス原則」という。)などの連合会が定める方針に基づきスチュワードシップ活動を行うことを求め、各運用受託機関の取組状況等についてモニタリングをすることで、スチュワードシップ活動の状況把握及び実効性向上に取り組んでいます。

〔スチュワードシップ活動のイメージ図〕



・スチュワードシップ責任を果たす上でのガイドラインや基本的な方針の策定

連合会のスチュワードシップ活動に関する方針としては、平成16年4月にコーポレートガバナンス原則及び「株主議決権行使ガイドライン(国内株式)」(以下「ガイドライン(内株)」という。))を、平成28年4月に「株主議決権行使ガイドライン(外国株式)」(以下「ガイドライン(外株)」という。))を制定しています。

また、厚生年金保険給付調整積立金に関する基本方針等(以下「基本方針等」という。))においても、スチュワードシップ責任を果たすための対応を明記しています。

平成26年5月には、日本版スチュワードシップ・コード(以下「コード」という。))の受け入れを表明し、スチュワードシップ活動に関する考え方を明確に表明し、以降もコード改訂の都度、受け入れ表明を行っています。

加えて、連合会のこれまでの考え方や取組を踏まえ、令和7年3月に「スチュワードシップ責任を果たすための方針」を策定し、公表しています。

これらの方針については、いずれも連合会のウェブサイトで公表していることに加え、運用受託機関との契約に当たっては、これらの方針を明示し、これらに基づいたスチュワードシップ活動を行うよう求めています。

・スチュワードシップ活動対象資産の範囲拡大

令和2年3月の日本版スチュワードシップ・コード改訂内容を踏まえ、連合会は令和2年9月にスチュワードシップ・コード受け入れ表明を改正し、「日本の上場株式以外の資産にも適用可能な原則について検討した上で、必要な取組を可能な範囲で実施していく」ことを表明しています。

連合会では、平成29年度から外国株式、令和5年度から債券に係るスチュワードシップ活動について、モニタリングを開始しています。

・イニシアティブへの参画

連合会は、令和6年5月に「PRI(責任投資原則)」の署名機関となりました。

※PRI(Principles for Responsible Investment):機関投資家等が投資行動等において、ESG(環境、社会、ガバナンス)課題を考慮することを求める国際的な原則。

2 運用受託機関に対するモニタリング

連合会は、毎年度、運用受託機関のスチュワードシップ活動が連合会の方針に沿ったものであるか確認するため、運用受託機関からスチュワードシップ活動に関する報告を書面で受領するとともに、ヒアリングを実施し、運用受託機関の活動状況をモニタリングしています。

モニタリングでは、スチュワードシップ活動の実施体制等の形式面のみならず、運用受託機関が投資先企業やその事業環境等を深く理解し、運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づいた活動を行っているかという観点から、運用受託機関の具体的な取組内容や考え方を確認しており、スチュワードシップ活動の取組の「質」に重点を置いています。

〔令和7年度の取組〕

- ・4月: 令和7年度のスチュワードシップ活動の方向性を書面で説明。連合会がスチュワードシップ活動において重視している事項等を周知。
- ・(前年度3月)~7月: 希望のあった株式運用受託機関に対し、運用受託機関の令和6年度スチュワードシップ活動評価のフィードバックを実施。
- ・7~9月: 運用受託機関(国内株式14社、外国株式13社、国内債券11社、外国債券13社)に対し、説明会を実施した上で、スチュワードシップ活動の状況について書面での報告を要請。
- ・10月: 株式運用受託機関に対し、ヒアリングを実施。
- ・11~12月: 書面での報告及びヒアリングを基に、運用受託機関のスチュワードシップ活動評価を実施。
- ・1~2月: 全ての株式運用受託機関に対し、運用受託機関の令和7年度スチュワードシップ活動評価のフィードバックを実施。

連合会がスチュワードシップ活動において重視している事項

〔エンゲージメント関連〕

- ① 企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントの実施
- ② エンゲージメント内容の質
- ③ プロセス(PDCAサイクルなど)の実効性

〔議決権行使関連〕

- ① 連合会の株主議決権行使ガイドラインの遵守
- ② 企業の状況に即した議決権行使
- ③ 議決権行使とエンゲージメントの一体的運用

3 株式の運用受託機関における取組状況

1 日本版スチュワードシップ・コード原則1、2関係

【原則1:スチュワードシップ活動方針の策定及び公表】

【原則2:利益相反管理方針の策定及び公表】

全ての運用受託機関において、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針や管理すべき利益相反についての明確な方針が策定及び公表されていました。

→運用受託機関には、引き続き、利益相反管理に関する方針の公表など、利益相反管理に関する取組を推進することを求めています。

2 日本版スチュワードシップ・コード原則3、4関係

【原則3:投資先企業の状況の的確な把握】【原則4:エンゲージメント】

(1) 企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントの実施

連合会は、日本版スチュワードシップ・コードの受け入れ表明において、「運用受託機関に対して、投資先企業の中長期的な企業価値の向上や持続的成長を目的とした実効的なエンゲージメントを通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるように求めていく」としています。

また、「サステナビリティを巡る課題に関するエンゲージメントに当たっては、運用戦略と整合的で、これらの目的に結び付くものとなるよう意識することを求めていく」としています。

全ての運用受託機関において、各社が定めるスチュワードシップ活動に関する方針類および運用戦略に整合する形で、エンゲージメント対象企業・課題の選定が行われていました。また、9割超の運用受託機関において、エンゲージメントが方針どおり進まない場合のエスカレーション方法について、実効性の高いプロセスが定められていました。さらに、9割程度の運用受託機関において、エンゲージメントの効果を高める目的から協働エンゲージメント等が行われていました。

→運用受託機関には、引き続き、運用戦略に応じて、企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントを実施することを求めています。

(2) エンゲージメント内容の質

連合会は、運用受託機関が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解や運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づいたエンゲージメントを行う等、質の高いエンゲージメントを行うことが、企業価値向上・持続的成長につながると考えています。

【運用受託機関における取組事例】

対話のESG課題ごとに最適な情報源を選定するアプローチを採用し、複数のESGデータプロバイダーや非政府組織から、企業分析や格付、セクター・国別の情報を収集することで、多角的な評価を行っている。

→運用受託機関には、引き続き、エンゲージメントの質の向上に向けた取組を求めています。

(3) プロセス(PDCAサイクルなど)の実効性

連合会は、エンゲージメントが「目的を持った対話」であることから、エンゲージメントの目的を明確にした進捗管理やその達成状況の効果測定を行う等のプロセスを確立し、実効性を高めることが重要であると考えています。

【運用受託機関における取組事例】

エンゲージメントと企業行動の変化をマイルストーンで管理しており、年度末にマイルストーンの進捗により結果を測定・検証することで、次年度の注力課題の設定や難易度の高い課題についてのエンゲージメント手法の工夫などに活用している。

→運用受託機関には、引き続き、組織的にエンゲージメントプロセスの実効性を高めていくことを求めています。

(4) エンゲージメント活動実績(国内株式)

連合会が、令和7年6月末時点で株式を保有している企業のうち令和6年7月～令和7年6月の期間にエンゲージメントを実施した割合は、社数ベースで約53%、時価総額ベースで約93%となりました。

3 日本版スチュワードシップ・コード原則5関係

【原則5:議決権行使】

(1) 連合会の株主議決権行使ガイドラインの遵守等

(ア) 連合会の株主議決権行使ガイドラインの遵守

連合会は、コーポレートガバナンス原則及びガイドライン(内株・外株)を作成し、その方針に基づき議決権を行使するよう運用受託機関に明示しています。

全ての運用受託機関が、議決権行使案を作成するにあたり、社内で行使案を作成している場合、議決権行使助言会社から行使案を受け取っている場合、いずれにおいても、行使案がガイドラインを遵守しているかを事前に検証していました。また、8割程度の運用受託機関は、判断が難しい議案について、第三者を含めた委員会による議決権行使案の検証プロセスを置く等、検証の客観性を高める取組を行っていました。

➡運用受託機関には、引き続き、ガイドラインを遵守し議決権を行使することを求めています。

(イ) 議決権行使基準の策定と公表

9割超の運用受託機関は、議決権行使基準を策定した上で公表し、必要に応じて見直しを行っていました。その中には、議決権行使委員会等の会議体を設置し、議決権行使基準の改定に関する議論を行っている運用受託機関もありました。

(2) 企業の状況に即した議決権行使

連合会は、運用受託機関にガイドライン(内株・外株)を示す一方で、運用受託機関が企業の状況に即した適切な議決権の行使を行うことが重要だと考えています。画一的な議決権行使ではなく、個々の企業状況等に応じた適切な判断が行われるよう、運用受託機関に対して、企業との対話等を踏まえて把握した企業の状況に即した議決権行使を行うことを求めています。

全ての運用受託機関において、企業との対話等を踏まえて把握した企業の状況に即した議決権行使を行うためのプロセスが構築されていました。ガイドラインと異なる判断を行った事例については、ガイドラインの趣旨を十分に理解した上で、企業の状況を踏まえた判断がなされていました。

➡運用受託機関には、引き続き、ガイドラインを機械的に当てはめて議決権を行使するのではなく、ガイドラインの趣旨を十分に理解した上で、その企業の状況に即した適切な判断に基づき議決権を行使することを求めています。

(3) 議決権行使とエンゲージメントの一体的運用

連合会は、投資先企業が長期的な株主価値の増大に資する経営を行うことを期待しており、スチュワードシップ活動を通じて、必要な取組を投資先企業に対して求めていく必要があると考えます。そのため、運用受託機関においては一方的に議決権の行使をするのではなく、議決権行使の前後にエンゲージメントを実施し課題認識を投資先企業と共有することや、議決権行使に至るまでの考え方を伝達すること等により、スチュワードシップ活動の実効性を向上させるよう取り組むべきであると考えています。

全ての運用受託機関において、株主総会前のエンゲージメントや議決権行使後のフィードバック等、議決権行使とエンゲージメントが一体的に運用されていました。

【運用受託機関におけるエンゲージメント事例】

CEOの交代に伴い報酬プランを変更した企業に対し、ビジネスと財務の健全性にリンクした報酬指標および目標が削除されるなど変更内容がネガティブなものであったため、目標を再導入してほしいと伝え、当該報酬プランに反対票を投じた。その後企業は新しいCFOの採用に際しビジネスと財務の健全性にリンクした報酬指標および目標を再導入した。

➡運用受託機関には、引き続き、議決権行使とエンゲージメントを一体的に運用することを求めています。

(4) 議決権行使結果(国内株式)

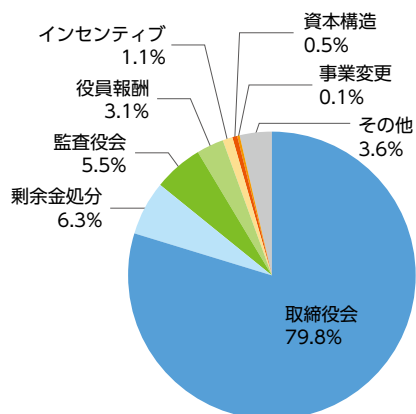
全ての運用受託機関において、議決権の行使結果が、個別の投資先企業及び議案ごとに公表されていました。また、全ての運用受託機関において、投資先企業とのエンゲージメントに資する観点から重要と判断される議案については、賛否を問わず、その理由が公表されていました。

株主議決権行使状況(厚生年金保険給付調整積立金)

対象：令和6年7月～令和7年6月開催の株主総会上程議案

提案者別議案数	賛成		反対		棄権		合計
	賛成	比率	反対	比率	棄権	比率	
会社提案に関するもの	110,889	85.5%	18,812	14.5%	2	0.0%	129,703
株主提案に関するもの	191	6.2%	2,896	93.8%	0	0.0%	3,087
合計	111,080	83.7%	21,708	16.3%	2	0.0%	132,790

議案内容別構成比(厚生年金保険給付調整積立金) 対象：令和6年7月～令和7年6月開催の株主総会上程議案



(5) 議決権行使結果(外国株式)※

8割程度の運用受託機関において、議決権の行使結果が、個別の投資先企業及び議案ごとに公表されていました。また、8割程度の運用受託機関において、投資先企業とのエンゲージメントに資する観点から重要と判断される議案については、賛否を問わず、その理由が公表されていました。

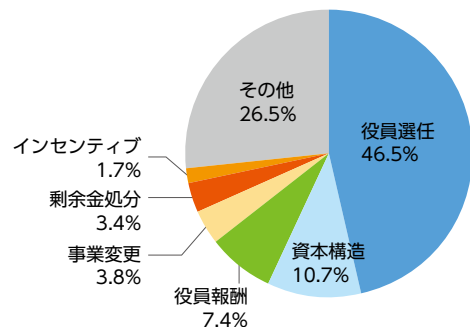
株主議決権行使状況(厚生年金保険給付調整積立金)

対象：令和6年7月～令和7年6月開催の株主総会上程議案

提案者別議案数	賛成		反対		棄権		合計
	賛成	比率	反対	比率	棄権	比率	
会社提案に関するもの	109,998	91.5%	9,842	8.2%	369	0.3%	120,209
株主提案に関するもの	3,348	55.2%	2,708	44.7%	5	0.1%	6,061
合計	113,346	89.8%	12,550	9.9%	374	0.3%	126,270

※連合会では議決権行使に係る運用上の制約および追加的な費用負担の観点から、運用受託機関に対し議決権を行使すべき国・地域を示し、議決権の適切な行使を求めている。

議案内容別構成比(厚生年金保険給付調整積立金) 対象：令和6年7月～令和7年6月開催の株主総会上程議案



4 日本版ステュワードシップ・コード原則6関係

【原則6:ステュワードシップ活動に関する報告】

全ての運用受託機関は、連合会に対し、毎年度、自社のステュワードシップ活動に関する報告を行いました。また、これらの運用受託機関は、自社のステュワードシップ活動の状況について、自社のウェブサイト等で定期的に公表しています。

5 日本版ステュワードシップ・コード原則7関係

【原則7:ステュワードシップ活動を適切に行うための実力の具備】

全ての運用受託機関において、企業との対話やステュワードシップ活動に伴う判断を適切に行う実力を備えるために、ステュワードシップ活動を統括する会議体やステュワードシップ活動推進部署を設置するなどの体制が整備されていました。

【運用受託機関における取組事例】

国内株式運用においてもグローバルな運用チームとの協働として週次、月次で意見や情報を共有し、常にグローバル水準を意識している。

6 近年の注目テーマに対する取組

令和7年度のモニタリングでは、注目テーマとして①取締役会の実効性、②人的資本、③気候変動、④自然資本について、運用受託機関の考え方や取組状況を確認しました。その中で、下記では人的資本について取り上げます。

(1) 人的資本

人的資本とは、企業の構成員としての個人が持つ資質（倫理観、協調性、リーダーシップなど）や能力（知識、技術、技能など）を企業の付加価値を生み出す資本とみなす概念です。また、人的資本経営とは、人的資本により企業の目指す経営戦略と現在とのギャップを解消するため、経営戦略と人事戦略を連動させて取り組むことを指します。

連合会では国内株式の運用受託機関に対して、ステュワードシップ活動における人的資本に関する取組についてヒアリングを行いました。全ての運用受託機関が人的資本に関する取組を行っており、人的資本を企業価値向上に資する事業戦略の重要な要素として位置付けていました。

エンゲージメントの方針については、賃上げする余力がある企業が競争力を維持向上できるという考えのもと、賃上げ率の開示に向けた対話を行うものや、将来的な企業価値向上のため従業員エンゲージメント（組織貢献への意欲度等）の質の向上や働き方のシステム改革に着目した対話を行うものがあるなど、運用受託機関によるアプローチに多様性が見られました。

【運用受託機関におけるエンゲージメント事例】

● 対話先

→従業員エンゲージメント（組織貢献への意欲度等）に課題がある企業

● 対話内容

→年齢に関係なく優秀な人材が評価される人事制度、中途採用の積極化、社内のリスキリング促進などによるグローバル人材やDX人材の育成制度、従業員エンゲージメントサーベイの導入の必要性を伝達した。

● 結果

→幹部社員のマネジメント強化による働きやすい職場確保に加え、社内公募制の活性化やリファラル採用強化の方針を打ち出した。

(2) 人的資本の潮流

令和8年3月には「人的資本可視化指針」が改訂され、令和8年3月期の有価証券報告書からは、企業戦略と関連付けた人材戦略とそれを踏まえた従業員給与等の決定方針の開示が求められることとなっています。これらの動きから人的資本の重要性は今後ますます注目されることが予想され、人的資本に関する情報開示に向けた企業の姿勢について、連合会は投資家として注視することが求められます。

4 債券の運用受託機関における取組状況

令和2年3月の日本版スチュワードシップ・コード改定を受けて、令和5年度から債券の運用を委託している運用受託機関(※)のスチュワードシップ活動について、モニタリング及び評価を開始しました。

令和7年度は、前年度に引き続き、債券におけるスチュワードシップ活動の方針・体制やプロセスが整備されているかという観点でモニタリング及び評価を行いました。対象となった全ての運用受託機関において、債券におけるスチュワードシップ活動が行われており、プロセスを備え目的をもって、スチュワードシップ活動に取り組んでいることを確認しました。

債券におけるスチュワードシップ活動の目的・意義としては、長期的な目線に立った企業の価値向上や投資家の利益向上といった株主と共通する目的に加え、デフォルトや格下げなどによる債券価格下落リスクの抑制が複数の運用受託機関から挙げられました。情報収集や投資判断への活用のほかにも、企業がサステナビリティ投資への資本配分を拡大する機会を増やすため、気候変動関連の指標や情報開示の強化等について国や自治体との対話を行っていることや、株式の議決権行使による働きかけが出来ないような非上場企業との対話を行うことで市場全体の底上げを図っていることなど、運用受託機関が債券の特徴を踏まえた手法で対話が行われています。

※投資対象範囲に社債を含む運用スタイルをとるファンドで、現に社債への投資行動を行っているファンド(23 ファンド)の運用受託機関(20 社)を対象。

【運用受託機関におけるエンゲージメント事例】

● 社債の早期償還に関する対話

→ 株式非公開化に向けたTOB開始が発表された企業と、社債の早期償還実施について対話し、社債権者集会在開催され早期償還される予定となった。対話を通じて社債保有者の利益を守った。

● 有利子負債削減に関する対話

→ 国内化学セクター企業から発表された短期集中業績改善策について対話を行った。対話の中で25年3月期末の有利子負債残高目標の達成確度について確認し、有利子負債の削減余地は大きい旨の回答を得たため、目標の前倒しでの実現を求め、対話後有利子負債削減目標の上積みと内訳の開示が行われた。

5 ESG 投資

長期的な投資収益の拡大には、投資先及び市場全体の持続的成長や持続可能性の向上が必要不可欠であることから、連合会では、組合員等の利益のために長期的な収益を確保する観点から、ESGプロダクトの採用をはじめとする各種取組を推進しています。

ESGプロダクトへの投資

● 国内株式

平成21年度からESGプロダクトの投資を開始。
令和6年度末の残高:約1兆3,747億円 (国内株式残高の約15.7%)

● 外国株式

令和4年7月からESGプロダクトの投資を開始
令和6年度末の残高:約1,568億円 (外国株式残高の約1.8%)

ESG指数と連動した株式運用

パッシブ運用のESGプロダクトは、ESG指数に連動した運用を行っています。連合会で運用しているプロダクトは、下記の指数に基づき運用されています。

連合会がESGプロダクトに投資を行うことで、ESG指数への注目を集め、幅広い企業が企業価値の向上を目指してESG課題の改善に向けた取組を行うことを促し、ひいては国内の株式市場全体の価値向上につながるような底上げ効果を期待しています。

	MSCI ジャパン ESG セレクト・リーダーズ指数	S&P/JPX カーボン・ エフィシエント指数
考慮する ESG 要素	総合型	テーマ型
指数構築方法	選別型	ウェイト調整型
指数のコンセプト	<ul style="list-style-type: none"> 企業収益の持続性に影響を与える様々な ESG リスクへの耐性を持つことを企図し、ESG 全般を考慮した総合型指数。 MSCI 社の ESG 格付けや不祥事スコアに着目して構成銘柄及びウェイトを決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境情報の開示状況、炭素効率性(売上高当たり炭素排出量)の水準に着目して、構成銘柄のウェイトを決定する指数。 環境情報の開示を十分に行っている企業や炭素効率性の高い(売上高当たり炭素排出量が少ない)企業のウェイトを引き上げるなどのルールを採用することで、市場全体の環境に関する取り組み、情報開示を促し、株式市場の活性化を目指す。

年金払い退職給付制度に係る 年金財政状況(令和6年度末)について

[年金業務部数理課]

ご紹介

当連合会では、年金払い退職給付制度に係る年金財政状況の確認作業として、毎年、国共済と地共済を合計した額について、年度末に積み立てておくべき金額(積立基準額)と実際の積立金額の比較を行っています。これを「財政検証」と呼びます。

この度、令和6年度末の財政検証を実施した結果、

①国共済と地共済を合計した剰余の額(積立金>積立基準額)は約361億円

②国共済が剰余(積立金>積立基準額)、地共済が不足(積立金<積立基準額)の状態であったため、財政調整拠出金(確定値)は国共済から地共済へ約218億円の拠出

になりました。詳細については以下のとおりです。

1 令和6年度末の年金財政状況

年金払い退職給付制度の年金財政方式は、将来の給付に要する費用を事前に積み立てておき、積み立てた資金から年金を支給する方式となっています。年金払い退職給付制度の積立状況を把握するため、当連合会では、毎年、「財政検証」を実施しています。

令和6年度末の年金財政状況は、以下のとおりです。

将来の給付に向けて積み立てておくべき金額である「積立基準額」は、国共済が8,716億円、地共済が27,963億円、合計で36,679億円となり、実際の「積立金」は、国共済が10,168億円、地共済が26,872億円、合計で37,040億円でした。積立金から積立基準額を差し引いた結果、国共済が1,452億円の剰余、地共済が1,091億円の不足、合計で361億円の剰余となりました。

(単位:億円)

区分		国共済+地共済	国共済	地共済
積立基準額	A	36,679	8,716	27,963
積立金(簿価ベース)	B	37,040	10,168	26,872
剰余または不足	C=(B-A)	+ 361	+ 1,452	△ 1,091

(注)「+」は剰余、「△」は不足の状態を表しています。

2 国共済と地共済との間の財政調整(財政調整拠出金(確定値))

年金払い退職給付制度では、国共済と地共済との間で財政調整を行うこととなっており、財政状態が剰余(積立金>積立基準額)の共済から不足(積立金<積立基準額)の共済に対し、その不足分の5分の1(ただし、剰余の共済の剰余額を限度とする。)を「財政調整拠出金」として拠出します。財政調整拠出金の額は、拠出する年度中に確定しないため、見込額(概算財政調整拠出金)を拠出し、毎年の財政検証の際、確定額(財政調整拠出金(確定値))を算定します。なお、概算財政調整拠出金を拠出した翌々年度に差額を精算します。

令和6年度末の年金財政状況は、前記1のとおり、国共済が剰余(+1,452億円)、地共済が不足(△1,091億円)ですので、令和6年度の財政調整拠出金(確定値)は、218億円の受け入れ(国共済から地共済への拠出)となります。なお、令和6年度に受け入れた概算財政調整拠出金273億円との差額55億円については、令和8年度に精算します。

地方公務員共済組合等に係る地方公共団体の負担金等の財源措置について

ご紹介

令和8年度地方財政計画において、地方公務員共済組合等に係る地方公共団体の負担金等の財源が措置されました。これに伴い、総務省は自治行政局公務員部福利課長名で「地方公務員共済組合等に係る地方公共団体の負担金等の財源措置について」(令和8年3月31日付け総行福第164号)を各都道府県総務部長及び関係共済組合理事長あて通知しました。以下その内容を掲載します。

令和8年度における地方公務員共済組合等に対する地方公共団体の負担金等に係る財源措置については、下記のとおり措置されましたので通知します。

記

1 地方公務員共済組合に対する負担金等

(1) 地方公共団体負担金

区分	都道府県 一般職	公立学校		警察		市町村 一般職	
		義務教育職	その他教育職	警察官	事務職		
長期	給料	130.8562%	115.7661%		141.1750%		127.3249%
	期末手当等	99.0869%					99.0869%
	公経済 (注1)	39.9%					39.9%
追加費用		16.6%	21.3%	14.0%	11.0%	9.8%	10.1%
短期	給料	78.21%	69.76%		87.63%		80.85%
	短期+福祉 (注2)	65.23%	56.12%		72.72%		68.01%
	育休介護手当金 +育児休業支援手当金 ・育児時短勤務手当金	1.12%	1.31%		0.93%		1.05%
	介護納付金	10.28%	10.93%		12.27%		10.19%
	子ども・子育て 支援納付金	1.58%	1.40%		1.71%		1.54%
	特別財政調整	—	—		—		0.06%
	期末手当等	59.14%	58.23%		62.16%		62.57%
	短期+福祉 (注2)	49.40%	48.03%		51.04%		52.93%
	育休介護手当金 +育児休業支援手当金 ・育児時短勤務手当金	0.85%	1.12%		0.65%		0.82%
	介護納付金	7.69%	7.88%		9.27%		7.57%
	子ども・子育て 支援納付金	1.20%	1.20%		1.20%		1.20%
	特別財政調整	—	—		—		0.05%
	特定健康診査及び 特定保健指導	236円/人	140円/人		323円/人		186円/人
事務費	240円/人	240円/人		240円/人		別表参照 (次頁)	

(注) 上記の給料に係る負担金率及び期末手当等に係る負担金率は、地方財政措置上の率である。また、期末手当等に係る負担金率については標準報酬の月額及び標準期末手当等に係る負担金率と等しくなる。

(注1) 基礎年金拠出金等に係る公的負担分である。

(注2) 「特定健康診査及び特定保健指導」に係る財源措置額により算定した率を含む。

(2) 地方公共団体補助金(事務費として組合員1人当たり年額)

次のとおり。なお、いずれの金額にも、地方公務員共済組合連合会分担金として組合員1人当たり年額1,770円を含んでいる。

- ア 地方職員共済組合 11,910円
- イ 公立学校共済組合 9,640円
- ウ 警察共済組合 10,740円

2. 地方議会議員共済会に対する負担金

区分	都道府県 議会議員	市議会議員	町村議会議員
事務費	議員1人当たり年額 19,681円	議員1人当たり 11,900円	議員1人当たり 13,731円
給付費	標準報酬月額 12.9 100	標準報酬月額 24.8 100	標準報酬月額 24.8 100

4. その他

(1)生涯福祉施策関連負担金

(ライフプラン相談員の設置経費を含む。)

都道府県 13,584千円 市町村 890千円

(2)ライフプラン推進計画策定費用

都道府県 1,157千円(注) 市町村 463千円

(注)一般職員のほか警察、教育職員分も含んでいる。

3. 職員厚生費

職員1人当たり年額

- 都道府県 7,201円
- 市町村 7,201円

(別表) 事務費負担金の組合員1人当たり単価(令和8年度)

(単位:円)

組合	単価	組合	単価
指定都市	14,560	京都府	15,980
北海道	14,690	大阪府	13,530
青森県	15,070	兵庫県	13,730
岩手県	15,130	奈良県	15,040
宮城県	15,080	和歌山県	15,100
秋田県	14,950	鳥取県	16,190
山形県	15,010	島根県	16,050
福島県	14,830	岡山県	14,920
茨城県	14,810	広島県	15,850
栃木県	14,970	山口県	15,920
群馬県	14,900	徳島県	16,120
埼玉県	13,800	香川県	15,160
千葉県	13,640	愛媛県	15,120
東京都	13,810	高知県	15,210
神奈川県	14,020	福岡県	14,840
新潟県	14,990	佐賀県	15,970
富山県	15,100	長崎県	14,080
石川県	15,040	熊本県	14,890
福井県	15,300	大分県	14,230
山梨県	15,320	宮崎県	15,410
長野県	14,960	鹿児島県	14,870
岐阜県	14,850	沖縄県	14,140
静岡県	13,660	北海道都市	14,990
愛知県	14,830	仙台市	15,300
三重県	14,940	愛知県都市	13,730
滋賀県	14,940		

令和8年度以降において地方公共団体等が負担すべき追加費用等について

ご紹介

令和8年3月31日及び同年4月1日付け官報において、「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件」等の告示が定められたことに伴い、総務省は、自治行政局長名で「告示の制定について」(同日付け総行福第140号)を各都道府県知事等あてに通知しました。

以下、定められた告示の概要を掲載します。

1 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件（令和8年総務省告示第133号）

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件（昭和48年自治省告示第72号）の一部が改正され、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号。以下「施行法」という。）第3条の5等の規定により、令和8年度以後の各年度における追加費用として、地方公共団体等が負担すべき金額に係る別表第1及び別表第2に掲げる率は次のとおりとされた。

別表第1 厚生年金保険給付等追加費用率

地共済組合の区分	厚生年金保険給付等追加費用率	
地方職員共済組合	$\frac{11.6}{1000}$	
公立学校共済組合	義務教育職員	$\frac{16.1}{1000}$
	その他教職員	$\frac{10.9}{1000}$
警察共済組合	$\frac{6.0}{1000}$	
東京都職員共済組合	$\frac{9.3}{1000}$	
指定都市職員共済組合	$\frac{6.7}{1000}$	
市町村職員共済組合		
都市職員共済組合		

別表第2 経過的長期給付追加費用率

地共済組合の区分	経過的長期給付追加費用率	
地方職員共済組合	$\frac{1.0}{1000}$	
公立学校共済組合	義務教育職員	$\frac{2.1}{1000}$
	その他教職員	$\frac{1.1}{1000}$
警察共済組合	$\frac{0.9}{1000}$	
東京都職員共済組合	$\frac{1.1}{1000}$	
指定都市職員共済組合	$\frac{1.1}{1000}$	
市町村職員共済組合		
都市職員共済組合		

2 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件（令和8年総務省告示第134号）

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により団体等が負担する追加費用に関する件（平成28年総務省告示第127号）の一部が改正され、施行法第93条第2項等の規定により、令和8年度以後の各年度における追加費用として、団体等が負担すべき金額について、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として負担すべき金額に係る率は1,000分の6.4とされ、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として負担すべき金額に係る率は1,000分の1.4とされた。

3

地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件の一部を改正する件（令和 8 年総務省告示第 135 号）

地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件（平成 7 年自治省告示第 68 号）の一部が改正され、地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）第 29 条第 3 項の規定により地方公共団体が令和 8 年度以降の各年度の各月において負担すべき金額に係る率は、次の各号に掲げる地方公務員共済組合の区分に応じ、当該各号に定める率とされた。

1 地方職員共済組合	1,000 分の 0.85
2 公立学校共済組合	1,000 分の 1.12
3 警察共済組合	1,000 分の 0.65
4 東京都職員共済組合	1,000 分の 0.94
5 指定都市職員共済組合	1,000 分の 0.82
6 市町村職員共済組合	1,000 分の 0.82
7 都市職員共済組合	1,000 分の 0.82

4

地方公務員等共済組合法附則第十四条の三第一項第二号に規定する総務大臣が定める基準を定める件（令和 8 年総務省告示第 136 号）

地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。以下「地共済法」という。）附則第 14 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する総務大臣が定める基準を次のように定め、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとされた。

標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に係る率 1,000 分の 50.5

5

地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二の五第一項及び第二項第二号に規定する総務大臣が定める率を定める件（令和 8 年総務省告示第 137 号）

地方公務員等共済組合法施行令附則第 30 条の 2 の 5 第 1 項及び第 2 項第 2 号に規定する総務大臣が定める率を次のように定め、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとされた。

総務大臣が定める率 1,000 分の 0.05

6

地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件の一部を改正する件（令和 8 年総務省告示第 166 号）

地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件（平成 27 年総務省告示第 342 号）の一部が改正され、地共済法第 113 条第 4 項第 2 号等の規定により、第三号厚生年金被保険者に係る費用として地方公共団体が令和 8 年度以後の各月において負担すべき金額に係る率は、1,000 分の 39.9 とされた。

7

地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件の一部を改正する件（令和 8 年総務省告示第 167 号）

地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件（平成 27 年総務省告示第 343 号）の一部が改正され、地共済法第 113 条第 4 項第 2 号等の規定により、団体の職員等である第三号厚生年金被保険者に係る費用として地方公共団体が令和 8 年度以後の各月において負担すべき金額に係る率は、1,000 分の 39.9 とされた。

地方公務員等共済組合法施行令の一部改正等について

ご紹介

「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び令和七年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令」(令和8年政令第78号)等が公布されました。これに伴い、総務省は自治行政局公務員部福利課長名で「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び令和七年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令等」の施行について」(令和8年3月31日付け総行福第152号)を各共済組合等あてに通知しました。以下その内容を掲載します。

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び令和七年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令(令和8年政令第78号)について

1 地方議会議員の年金の額の改定に関する事項(第1条関係)

地方議会議員であった者に係る令和8年4月分以後の月分の地方議会議員年金の額については、以下のとおり厚生年金と同様に名目手取り賃金変動率等により改定することとされたこと。

- (1) 賃金スライドによる年金額算定の基準日は、令和7年6月1日とされたこと。(地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令(平成23年政令第151号。以下「平成23年改正令」という。)附則第2条の2第1項関係)
- (2) 物価スライドに用いる改定率は、5.214とされたこと。(平成23年改正令附則第2条の2第2項関係)

2 給料年額改定率の改定に関する事項(第2条関係)

令和8年度における昭和61年3月31日以前に給付事由の生じた旧地共済法(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第108号)第1条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。以下同じ。)による年金の裁定替え(旧地共済法による年金に係る昭和61年4月以後の年金額の改定をいう。)におけるいわゆる通年方式による給料比例部分の額の算定基礎となっている給料年額に乗ずることとされる給料年額改定率は、受給権者の区分に応じ、次の表に掲げる率とされたこと。

受給権者の区分	給料年額改定率
昭和5年4月1日以前に生まれた者	1.323
昭和5年4月2日から昭和6年4月1日までに生まれた者	1.334
昭和6年4月2日から昭和7年4月1日までに生まれた者	1.365
昭和7年4月2日から昭和8年4月1日までに生まれた者	1.371
昭和8年4月2日から昭和10年4月1日までに生まれた者	1.371
昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までに生まれた者	1.377
昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までに生まれた者	1.387
昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までに生まれた者	1.399
昭和13年4月2日から昭和31年4月1日までに生まれた者	1.400
昭和31年4月2日以後に生まれた者	1.406

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令 (令和8年内閣府・総務省・文部科学省令第2号)について

3 組合の経理単位及び勘定科目に関する事項

短期経理において経理する取引に子ども・子育て支援納付金(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第71条の3第1項の規定による子ども・子育て支援納付金をいう。以下同じ。)に関する取引を加えることとされたこと。

また、組合の短期経理の勘定科目に子ども・子育て支援納付金に関するものを加えることとされたこと。(第6条関係、別表第1号表の1関係)

地方公務員等共済組合法施行規則及び地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を 改正する省令の一部を改正する省令(令和8年総務省令第39号)について

4 育児時短勤務手当金の算定に関する事項

地方公務員等共済組合法第70条の5第4項第2号の総務省令で定める率の算定について、所要の読替規定の整備を行うこととしたこと。
(第2条の5の13関係)

5 地方議会議員年金制度に係る地方公共団体の負担等に関する事項

共済給付金の給付に要する費用は、地方公共団体が負担することとされ、令和8年度の給付費負担金の算定方法及び支払方法については、以下のとおりとされたこと。(地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令(平成23年総務省令第52号)附則第2条関係)

(1) 給付費負担金の算定方法

① 都道府県

令和8年4月1日における当該地方公共団体の議会の議員の標準報酬月額総額に12を乗じて得た金額に12.9/100を乗じて得た金額

② 市区町村

令和8年4月1日における当該地方公共団体の議会の議員の標準報酬月額総額に12を乗じて得た金額に24.8/100を乗じて得た金額

(2) 給付費負担金の支払方法

第1回目	給付費負担金の10分の5に相当する金額	令和8年5月
第2回目	給付費負担金の10分の2に相当する金額	令和8年8月
第3回目	給付費負担金の10分の2に相当する金額	令和8年11月
第4回目	給付費負担金から、当該金額のうち当該年度において既に払込みをした金額を控除した金額	令和9年2月

*支払日の期限は各月の20日とする。

その他の事項について

6 その他

追加費用対象期間を有する者に係る年金額について、令和8年度における控除調整下限額は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第347号)第54条及び第122条の規定により昭和13年4月1日以前に生まれた者については2,536,800円とされ、同月2日以後に生まれた者については2,531,700円とされたこと。

○施行期日

令和8年4月1日から施行することとされたこと。

年金制度等の日誌

■ 年金制度等に関連した法律等の改正状況

年月日	事項
R8.3.18	社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(政令第43号)
R8.3.27	国民年金法施行令等の一部を改正する政令(政令第75号)
R8.3.27	地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び令和七年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令(政令第78号)
R8.3.27	社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(厚生労働省令第38号)
R8.3.31	地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令(内閣府・総務省・文部科学省令第2号)
R8.3.31	地方公務員等共済組合法施行規則及び地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(総務省令第39号)
R8.3.31	地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件(総務省告示第133号)
R8.3.31	地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件(総務省告示第134号)
R8.3.31	地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件の一部を改正する件(総務省告示第135号)
R8.3.31	地方公務員等共済組合法附則第十四条の三第一項第二号に規定する総務大臣が定める基準を定める件(総務省告示第136号)
R8.3.31	地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二の五第一項及び第二項第二号に規定する総務大臣が定める率を定める件(総務省告示第137号)
R8.4.1	地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件の一部を改正する件(総務省告示第166号)
R8.4.1	地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件の一部を改正する件(総務省告示第167号)

業務等の状況

■ 会議開催状況

3月19日 第149回 役員会	場所 地方公務員共済組合連合会特別会議室 内容 令和8年度事業計画及び予算(案)について
3月23日 第151回 運営審議会	場所 地方公務員共済組合連合会特別会議室 内容 令和8年度事業計画及び予算(案)について

■ 会議開催予定

6月19日 第150回 役員会	場所 地方公務員共済組合連合会特別会議室 内容 令和8年度決算(案)について
6月30日 第152回 運営審議会	場所 地方公務員共済組合連合会特別会議室 内容 令和8年度決算(案)について



宿泊施設の紹介

大阪府市町村
職員共済組合



山より、海より、都心のホテル

シティプラザ大阪

都会の真ん中で最高の癒しを。心と身体をリセットする旅に。

ビジネスにも観光にも最適な好立地でありながら、天然温泉の露天風呂や本格スパ、プールまで完備。おひとり様からご家族まで、記憶に残る滞在をシティプラザ大阪で。



外観



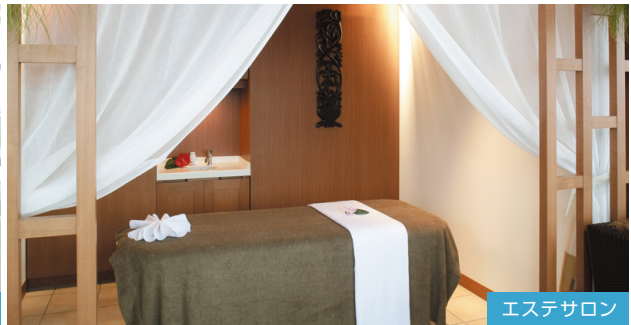
ツインルーム



天然温泉 露天風呂



フィットネスクラブ プール



エステサロン



日本料理 大江



レストラン リヴァージュ



最上階居酒屋 龍宮

本格和食、ディナーバイキング、パノラマビューの居酒屋まで、個性豊かな3つのレストラン。
ホテルならではの確かな味を、お好みのスタイルでお選びください。

ご予約・お問合せ

〒540-0029

大阪市中央区本町橋2-31

お問合せ宿泊予約 TEL.06-6947-7702



交通のご案内

- 電車をご利用のお客さま
OsakaMetro堺筋線・中央線「堺筋本町駅」12・1号出口より徒歩6分
OsakaMetro谷町線・中央線「谷町四丁目駅」4号出口より徒歩7分
- お車をご利用のお客さま
阪神高速道路1号環状線本町出口より左折、出口側からすぐ

開運、大阪。

巨大な獅子から足の神様まで、
幸運を呼び込むパワースポットを巡りながら運気を高めてみませんか。



豊國神社

【出世開運】天下人が見守る、大阪屈指のパワースポット

大阪城公園内に鎮座し、農民から天下人へと上り詰めた豊臣秀吉公を祀る神社です。仕事運の向上や、人生の転機を願う参拝者が絶えません。お城散策と併せて訪れてみませんか。



勝尾寺

【勝運】だるまが導く「自分に勝つ」ための願い

境内を埋め尽くす真っ赤な「勝ちだるま」の光景は圧巻の一言。受験や商売、スポーツなどあらゆる勝負事の成功を祈願する人が集まり、「己に勝つ」精神を大切にしたい心へ力を授けます。



難波八阪神社

【厄除け】巨大な獅子頭が悪運を追い払い、勝利を招く

なんばの街中に突如現れる高さ12mの巨大な「獅子舞台」。大きな口で厄を飲み込み、勝機を呼び込むと言われており、仕事や学業の成功を願う人々に人気です。



住吉大社

【開運招福】全国2,300社の総本社で悠久の歴史に触れる

「すみよっさん」の愛称で親しまれる大阪を代表する古社。国宝の建築様式や、朱塗りが鮮やかな反橋の美しさは必見。広い境内を散策しながら穏やかに運気を整えることができます。



少彦名神社

【健康成就】薬の街・道修町で「心身の健やかさ」を祈る

オフィス街の中に佇む日本医薬の祖神を祀る神社。古くから病気平癒や健康成就の信仰が厚く、「張り子の虎」のお守りは無病息災の象徴として知られています。



服部天神宮

【足の神様】健脚を願い、一步踏み出す力を授かる

菅原道真公の足の病が治ったという伝説から「足の神様」として広く崇敬されています。いつまでも自分の足で元気に歩きたいと願う方々が全国から参拝に訪れます。



<https://www.chikyoren.or.jp/>

- 地方職員共済組合 <https://www.chikyosai.or.jp/>
- 公立学校共済組合 <https://www.kouritu.or.jp/>
- 警察共済組合 <https://www.keikyo.jp/>
- 東京都職員共済組合 <https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/>
- 全国市町村職員共済組合連合会 <https://ssl.shichousonren.or.jp/>
- 指定都市職員共済組合／市町村職員共済組合／都市職員共済組合

連合会だより・第250号

令和8年5月発行

編集・発行 地方公務員共済組合連合会 総務部 企画課

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-1-1

TEL 03(6807)3677(代)

表紙の写真:大阪城と高層ビル群が織りなすパノラマ(大阪府大阪市)

【歴史と未来が交差する街、大阪へ】難攻不落の名城と謳われた大阪城。その壮大な城郭と、近代的な都市景観が一体となったパノラマは、訪れる人を圧倒する美しさです。四季折々の自然が楽しめる大阪城公園は、日常を忘れてリフレッシュできる憩いの場。歴史のロマンに想いを馳せながら、進化し続ける街の鼓動を体感する。

そんな特別なひとときを過ごしに、ぜひ大阪へ足を運んでみてください。

©(公財)大阪観光局

